

道社協 太郎 様

関係者番号：●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 会長

(公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第1回目の償還期限(入金期限)は **令和5年2月25日**です

【口座振替による償還(原則)】 支払いの方法は、口座振替(下の3銀行に限る)。

- ・償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替(自動引落)となっています。
- ・毎月25日(金融機関が休業日の場合翌営業日)に引落を行います。残高不足にならぬよう必ず前日までに確認ください。
- ・口座振替未届出(下記口座欄空白)の場合早急に別添“預金口座振替依頼書”を特例事務センターへ送付ください。
(※注意1:届出頂いても印鑑相違や金融機関の登録で時間を要し、初回の振替に間に合わない場合がございます。)
- ・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】

【令和4年○月○日時点のデータから作成】

	貸付1 関係者番号：●●●●●	貸付2 関係者番号：●●●●●	貸付3 関係者番号：●●●●●	貸付4 関係者番号：●●●●●
資金名称・資金コード	緊急小口資金 KA	総合支援資金(初回貸付) SX	あなたが利用した貸付の種類とコード番号 (問合せの際には、この番号をお伝えください)	
貸付コード	1000000	4000000		
貸付額	200,000円	600,000円	あなたが借りた額	
償還済額	0円	0円	既に返済した額	
償還残高	200,000円	600,000円	これから返済すべき額	
償還期間	2年0ヶ月	10年0ヶ月		
(自) 償還期間開始日	令和5年1月26日	令和5年1月26日	返済する期間、期間の開始日、期間の終了日、支払期日は毎月25日。 ※例:開始日=2023/1/26の場合、最初の支払期日は2/25(土)。土日祝の場合は、翌営業日に振替。	
(至) 最終償還期限日	令和7年1月25日	令和15年1月25日		
償還期日	毎月25日限り※参考:令和5年1月26日が償還期間開始日 初回の償還期限日は、令和5年2月25日(土)ですが、金融機関が休業日のため、口座振替は27日(月)となります。			
償還金額(1回目以降)	8,330円	5,000円	毎月1回、返済する額	
償還金額(最終回)	8,410円	5,000円	最期の月に返済する額(端数を調整)	
償還回数 ※月賦払い	24回	120回	返済の回数(毎月1回)	
届出済み	金融機関	北洋銀行	北洋銀行	この口座から自動的に振替します ※記入がない場合、“預金口座振替依頼書”に記入、返信用封筒で郵送。出来ない場合、後日払込票を送付します。
振替口座	支店名	本店	本店	
		普通預金	1234***	

2.住所、氏名の変更などは、まず
TEL0120-540-058まで電話。
住所等変更の書類を送ります。

厳守事項など

- 1.期限までに返済金(元金及び利息)を納めること。
- 2.借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。
(1)住所を変更したとき
(2)改姓・改名したとき
(3)死亡、または行方不明になったとき
(4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項
- 3.破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会 生活支援課」です。
- 4.次の1つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。
○借入金了他に流用したとき ○虚偽の申込みその他不正な手段による借入を行ったとき ○故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき ○その他本貸付の趣旨に反する事実が認められたとき
- 5.償還期限までに貸付金滞り滞りを徴収します。
- 6.上記の償還期日より償還滞り滞りを発行します。(減額して)

4.借受に関して不正をした場合一度に返してもらいます。
5,6.最終の償還期限日(例:令和7年1/25)までに全額の支払ない場合、利息がかかります。月ごとの滞納には利息はかかりませんが、3月を目安に督促状を送ります。

【この通知に関するお問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター

☎電話：0120-540-085 (フリーダイヤル：平日9:00~18:00)

生活福祉資金の償還（返済）について

- 償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替です。
- 「振替口座が未届出」の場合
別添“**預金口座振替依頼書**” に記入・押印し、コロナ特例事務センターへ郵送ください。
- 「一括で返済したい」場合
一度に全額返したい場合、払込取扱票を送るので、Tel0120-540-085 まで電話
払込取扱票を発行しますので、**コロナ特例事務センター(0120-540-085)へ電話ください。**

償還免除申請はお忘れなく！

・住民税非課税世帯(収入が少なく住民税を払わなくてよい世帯)は、返済が免除になる場合があります。(令和4年度の免除申請のご案内は、令和4年5月に送付済)・免除内容の詳細は、別添の厚生労働省チラシ(各国語版)をご覧ください。

- 今回償還開始する貸付の免除申請をお忘れありませんか？
＜償還免除となる要件＞

返済免除のポイント 令和4年11月現在

- 返済免除は、資金の用途ごとに一括して行います。(表1のとおり)
- ①借付した資金、②社会福祉資金の預借付分、③社会福祉資金の延長貸付分、④社会福祉資金の再貸付分(注)を指します。(注)貸付額が減少する場合があります。
- 借入者と世帯主が住民税非課税世帯(所得割、所得割(すれど)であれば、返済免除の対象となります。)(※世帯主が住民税非課税世帯である場合、世帯主が世帯主としていない場合は対象外です。)
- 免除要件等は、資金の用途により異なります。(下記参照)
- 上記以外にも、別添の別添に借入者及び世帯主が住民税非課税となった場合は借付が一括免除となる場合、生活保護受給中の方、身体障害者手帳(1級)または身体障害者手帳(2級)または精神保健福祉手帳(1級)の交付を受けた方(表2)、返済済みの資金、自己資金など、返済中でも返済済みの状況であれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。
- 返済免除には、免除申請や手続が必要で(※自動的に免除されません)
- 生活福祉資金を貸付した施設、北海道社会福祉協議会コロナ特例事務センターまで連絡してください。

資金用途	免除要件	申請期間
・借付した資金 ※令和4年5月までの申請	令和3年度又は令和4年度 が住民税非課税	令和4年度 ※返済済みの資金、借付に 関係していません。
・社会福祉資金(預借付分) ※令和4年5月までの申請	令和3年度又は令和4年度 が住民税非課税	令和4年度 ※返済済みの資金、借付に 関係していません。
・社会福祉資金(延長貸付分) ・社会福祉資金(再貸付分)のうち、令和4 年度以前の貸付	令和5年度が住民税非課税	令和5年度(6月までに返済する方 へご案内を進行する予定です)
・社会福祉資金(再貸付)	令和6年度が住民税非課税	令和6年度(6月までに返済する方 へご案内を進行する予定です)

免除の範囲(貸付)	資金用途	申請期間
・生活保護受給中の方 ・精神障害者手帳(1級) ・身体障害者手帳(1級又は2級)	返済が済んだ資金	令和4年度 ※令和4年度中に返済済となった貸付 は、自動的に免除申請を要しません。 ただし、免除の対象は、返済済 の範囲となります。

【返済免除に関する問い合わせ先】北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター
電話：0120-540-085 (9:00-18:00 土日祝日除く)

- ・令和3年度又は4年度に借受人と世帯主が住民税非課税
- ・生活保護受給 ・身体障害者手帳(1級又は2級)
- ・精神保健福祉手帳(1級のみ) など
- 償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。
- 詳しくは別添のチラシをご覧ください。
- 申請様式がない場合、ホームページ **北海道社会福祉協議会** からダウンロード、またはコロナ特例事務センターへお問い合わせください。
- 申請方法等は、現在調整中です。決まれば Web: dosyakyo.or.jp に掲載

償還が困難な場合(猶予(停止)等)には…

- 地震や火災等での被災 ○病気療養中 ○失業又は離職 ○その他道社協が認める場合(低収入、収入の減少、DV被害、多重債務、公共料金滞納など)など著しく償還が困難と認められるとき一定期間の償還猶予(停止)等が可能です。
- 希望する場合には、ホームページ **北海道社会福祉協議会** をご覧になるか、コロナ特例事務センターにお問い合わせください。(※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※)

生活にお困りの場合の相談先

・生活にお困りの際の相談先です。
詳細は、別添の厚生労働省チラシ(各国語版)をご覧ください。

市(区)町村社会福祉協議会 一人で悩まず、まずは相談してみませんか

- 道内全ての市(区)町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。
- 償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関 お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には…

- お住まいの市町村ごとに相談窓口(市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと)があります。
- 日々の生活、仕事(就労支援)、家計(家計に対するアドバイスや債務整理のご案内)のことで、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。